

室蘭市空家バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における空家等の再利用や有効活用を図るため、室蘭市空家バンク（以下「空家バンク」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、生活環境の保全や安全安心のまちづくりの推進及び市内への定住促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって現に居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者及び占有者その他の空家等を管理すべき者をいう。
- (3) 媒介等 空家等の売買等を希望する者の物件に対し、空家等の交渉を希望する者と当該物件の売買等の媒介及びサポートを行うことをいう。
- (4) 空家バンク 空家等の売買を希望するその所有者等から申し込みを受けた情報を、インターネットを通して一般に提供するシステムをいう。

(運用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

(登録申込等)

第4条 空家バンクの登録を受けようとする所有者等は、室蘭市空家バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録申込書の提出があったときは、その内容等について審査し、室蘭市空家バンク登録適合通知書（様式第2号）又は室蘭市空家バンク登録不適合通知書（様式第3号）を所有者等に送付するものとする。

3 登録できる空家等は、次の各号を満たすものであること。

- (1) 専属専任媒介契約、専任媒介契約及び一般媒介契約のいずれの契約も締結していないもの。
- (2) 土地建物とも同一名義人（現に生存している者に限り、かつ持ち分が共有されている場合は共有者全員が登録に同意済みである場合に限る。）であること。
- (3) 抵当権等の設定がないこと。
- (4) 区分所有建物ではないもの。
- (5) 空家等が周辺的生活環境に影響を及ぼす状態でないこと。
- (6) 土地が土砂災害特別警戒区域内に存在していないこと。

(登録の期間等)

第5条 前条第2項の規定により登録した空家等の登録期間は初めて登録した日から1年間とする。

2 1年を超える登録又は以前に登録した物件の再登録は認めない。

(情報の提供)

第6条 市長は、第4条第2項の規定により登録した空家等に係る情報を速やかに空家バンクホームページにより提供するものとする。

(登録情報の変更の届出)

第7条 所有者等は、当該登録事項に変更があるときは、遅滞なく変更の内容を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容等について審査し、支障がないと認めたときは、登録した空家等に係る情報を速やかに変更しなければならない。

(登録情報の削除等)

第8条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、登録した空家等の情報の全部又は一部を削除することができる。

(1) 空家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 登録から1年を経過したとき。

(3) 所有者等が登録の抹消を希望したとき。

(4) 登録した空家等の情報の内容に錯誤又は虚偽があると認めたとき、その他登録が不適切と市長が認めたとき。

2 前項第1号又は第3号の場合において、空家バンクの登録を受けた所有者等は空家バンク登録抹消届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交渉申込)

第9条 空家バンクに登録している空家所有者等と交渉を希望する者(以下「交渉希望者」という。)は、室蘭市空家バンク交渉申込書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交渉及び契約等)

第10条 市長は、前条の申込書が提出されたときは、所有者等及び交渉希望者に対して、双方の連絡先を提供するものとする。

2 市長は、登録した空家等の売買等に係る交渉及び契約について直接関与しないものとする。

3 市長は、所有者等又は交渉希望者より、登録した空家等の媒介等の希望があったときは、室蘭市における空家等対策に関する協定を締結した団体へ宅地建物取引業者の選定を依頼することができる。

(個人情報の保護)

第11条 空家バンクの運用に関して知り得た個人情報の取り扱いについては、室蘭市個人情報保護条例(平成16年条例第2号)に定めるところによる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日より施行する。

平成27年10月1日一部改正

平成29年2月3日一部改正

令和3年8月24日一部改正

令和5年7月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正